

電波監理審議会（第929回）議事要旨

1 日 時

平成20年3月12日（水）15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

羽鳥 光俊（会長）、井口 武雄（会長代理）、濱田 純一、小舘 香椎子

(2) 電波監理審議会審理官

西本 修一

(3) 幹事

石田 修司（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

寺崎総合通信基盤局長、田中電波部長、小笠原情報通信政策局長、河内官房審議官他

4 議 事 模 様

(1) 無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準、電波法施行規則、無線局免許手続規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について

（20. 1. 16 諮問第1号）

放送法等の一部を改正する法律のうち、電波法の一部改正に係る標記省令案について、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第440回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(2) 電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について

（20. 1. 16 諮問第2号）

船舶用レーダーの性能基準の改正及び船舶に積載された高速救助艇への無線設備の機器の搭載義務に伴う標記省令案について、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第441回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(3) 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てのについて

平成20年3月12日付けで付議された、総務大臣が行った平成19年総務省告示第682号及び平成20年総務省告示第13号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立てについて、総務省から次のとおり説明があった。

なお、本件は、電波法の規定により、当審議会において審理を行う必要があるため、審議した結果、本件審理を主宰する審理官として西本修一を指名した。

○ 総務省の説明

本件は、平成19年3月23日付け、同年5月16日付け、同年7月11日付け、同年9月12日付け、同年11月14日付け及び同年12月12日付けで電波監理審議会に付議した広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てと類似の案件である。今般、新たに平成19年12月18日付け及び平成20年1月16日付けで官報告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定について、その取消しを求める異議が申し立てられたものである。

まず、異議申立ての年月日については、平成20年2月6日に異議申立てがなされたものであり、異議申立人は平成19年付議第1号から付議第4号まで、付議第22号及び付議第23号と同様に115名である。

異議申立てに係る処分については、平成19年12月18日付け及び平成20年1月16日付けで官報告示された型式指定処分9件である。

これに基づき、総務省で形式審査した結果、異議申立人の申立資格、代表者等の資格の証明及び記載事項を除いて「適」としている。異議申立人の申立資格については、総務省としては、電波監理審議会の審理の中で釈明を求めていきたいと考えているため審査留保としている。代表者等の資格証明については、不備部分について補正を求める必要があるため、審査留保としている。また、記載事項についても、行政不服審査法上、異議申立人の氏名及び年齢又は名称並びに住所を記載しなければならないこととなっているが、本件異議申立書に記載されている申立人の年齢と昨年1月に同様の申立人から提起された異議申立てにおいて記載している申立人の年齢が同一である等、不合理な点があるため、補正を求める必要があることから審査留保としている。しかし、補正を求めている内容が審理を行う上で、実質的な支障を生じさせるものではないため、電波法第85条の規定に基づき、電波監理審議会の議に付するものである。

(4) 電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

(諮問第13号)

本件は、諮問第14号と関連する事案であったため、諮問第14号と一括して総務省の説

明があった。

(5) 周波数割当計画の一部変更案について

(諮問第14号)

本件は、諮問第13号と関連する事案であったため、諮問第13号と一括して総務省から次のとおり説明があった。

なお、諮問第13号については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、また、諮問第14号については、諮問第13号と一括して意見の聴取を行うことが適当であると認められたため、一括して意見の聴取を行うこととし、その意見の聴取の手續を主宰する審理官として西本修一を指名した。

○ 総務省の説明

本件は、19GHz帯構内無線局及び1,900MHz帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局の制度廃止に伴い関係規定の整備を行うものである。

19GHz帯構内無線局については、構内における無線LANのシステムとして、平成4年に免許を要する無線局として制度化され、オフィス等で利用されてきたところである。

しかし、免許不要局である2.4GHz帯/5GHz帯無線LAN、いわゆるWi-Fiが高機能化・低廉化により普及したことに伴い、19GHz帯構内無線局数は減少し、平成19年3月時点には無線局数はゼロという状況になっている。また、平成19年11月に公表した周波数再編アクションプランにおいても、19GHz帯構内無線局は無線局数がゼロになっていることから無線局利用を停止するとしている。なお、本アクションプランの策定に際しては、パブリックコメントを併せて行ったが、本件に係る反対意見はなかった。

次に、1,900MHz帯の加入者系無線アクセス通信を行う無線局については、1,900MHz帯を使用し、加入者系無線アクセスとして、特に条件不利地域における加入者電話回線を確保することを目的に平成10年に制度化されたものである。山間部や離島等で行われていたが、32kbps程度の極めて低速なシステムだったということもあり、その後のインターネット接続の高度なサービスが提供可能な18GHz帯FWAの普及に伴い、平成17年8月に無線局数がゼロになった。また、平成19年10月に公表した周波数再編アクションプランにおいても周波数利用を停止する旨が記載されている。

以上の状況を踏まえ、19GHz帯構内無線局及び1,900MHz帯加入者系無線アクセスに関する制度を廃止するため、電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則を改正するものである。

また、19GHz帯構内無線局及び1,900MHz帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局の制度廃止に伴い関係省令を廃止することと併せ、周波数割当計画を変更する。

19GHz帯構内無線局の制度廃止に伴う変更については、19.3GHzから19.7GHz

zまでの範囲は国内分配として、固定業務、固定衛星業務、移動業務となっており、そのうち移動業務の無線局の目的として規定している電気通信業務用、公共業務用及び一般業務用（データ伝送用）から一般業務用（データ伝送用）を削除するものである。

また、1,900MHz帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局の制度の廃止に伴い変更については、1,885MHzから1,980MHzまでの範囲は、国内分配としては固定業務及び移動業務となっているが、そのうちの固定業務の無線局の目的として電気通信業務用（1,900MHz帯加入者系無線アクセス通信用）について、削除するものである。

(6) 周波数割当計画の一部変更案について

(諮問第15号)

3.8MHz帯等におけるアマチュア業務用の周波数の拡大等に伴う周波数割当計画の一部変更案について、総務省から次のとおり説明があった。

○ 総務省の説明

本件は、3.8MHz帯等におけるアマチュア業務用の周波数の拡大と漏えい同軸ケーブル（LCX）を用いたインターネット通信の導入のため、周波数割当計画の一部を変更するものである。

アマチュア業務の周波数帯の拡大については、電波の伝搬特性から、長距離通信に活用されている周波数帯である3.8MHz帯及びその近傍の3.5MHz帯において行うものである。3.8MHz帯は、一般業務として船舶の通信に活用されているところであり、アマチュア業務においては、国内の長距離通信や海外のアマチュア無線家との通信に活用されていることから、アマチュア無線家から拡大の要望があり、平成17年度に実施した電波の利用状況調査において、逼迫度合いが高いということで、周波数の拡大の検討が必要である旨評価されている。

現状では、3.5MHz帯における3,500kHzから3,575kHzまでの75kHz幅並びに3.8MHz帯における3,747kHzから3,754kHzまでの7kHz幅及び3,791kHzから3,805kHzまでの14kHz幅がアマチュア業務用として割り当てていたが、3.8MHz帯については、3,702kHzから3,716kHzまで、3,745kHzから3,747kHzまで及び3,754kHzから3,770kHzまでを拡大する。また、3.5MHz帯についても3,599kHzから3,612kHzまで及び3,680kHzから3,687kHzまでを拡大するものである。これにより、要望が多い3.8MHz帯については、総計21kHz幅から53kHz幅へ32kHz幅の拡大、併せて3.5MHz帯については、75kHz幅から95kHz幅へと20kHz幅の拡大になる。

次に、漏えい同軸ケーブル（LCX）を用いたインターネット通信の導入に伴う変更については、インターネットの利用の拡大に伴い、移動している間もインターネットに接続してウェ

ブの閲覧やメールの送受信等を行うことができる環境の整備が求められている。特に長時間、かつ、高速の移動手段となる新幹線の列車内においては、その需要が大きいところである。

現在、漏えい同軸ケーブル（LCX）については、指令所と列車内の乗務員との間の通信等に利用されているが、このLCXを用いた通信をインターネットに活用しようとするものである。具体的には、LCXにつながれた無線局からインターネット接続装置を経て、インターネット網につながる一方で、LCXから電波で接続された列車内の無線局から車内の有線回線を経由し、各列車の中の無線LANアクセスポイントまで届き、無線LANアクセスポイントからそれぞれの乗客のパソコン等に接続されるものである。これにより、LCXを利用することで列車内では一般の無線LANが使えるということで、乗客は普通のPCを使用可能となり、高速かつトンネルの多い新幹線車内においても安定した通信が可能となる。

このLCXを用いた通信技術に関しては、総務省において平成17年度から2年間検証を行い、必要となる技術的条件に関する成果が得られたため、現在、空港無線電話システムに使われている周波数と同様の400MHz帯について新幹線の列車内においてもLCXを用いてインターネット接続サービスが可能となるよう、周波数割当計画の変更を行うものである。

(7) 放送局に係る表現の自由享有基準及び放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の制定並びに放送法施行規則及び放送局の開設の根本的基準の各一部を改正する省令案について

(20. 1. 16 諮問第6号)

放送法等の一部を改正する法律に伴う標記省令案について、技術的不備により一部を修正した上で、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第442回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(8) 電波法施行規則の一部を改正する省令案並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案について

(20. 1. 16 諮問第7号)

平成20年放送局の一斉再免許に伴う標記省令案等について、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第443回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

また、電波監理審議会会長から、本件については、デジタル放送への全面移行について多くの要望が寄せられたことにかんがみ、総務省として今後ともデジタル放送への移行に向けて積極的に取り組んでほしい旨の発言があり、総務省から平成23年7月23日のアナログテレビジョン放送の終了に向けて、国民への周知広報をはじめとする施策を徹底し、

円滑なデジタルテレビジョン放送への移行に向け努める、との回答があった。

(9) 日本放送協会放送受信規約の変更の認可について

(諮問第16号)

日本放送協会から申請のあった訪問集金、事業所契約に関する特例の導入、同一生計支払に関する特例の拡大及び放送受信章を廃止等に係る放送受信規約の変更の認可について、総務省から次のとおり説明があった。

○ 総務省の説明

本件は、日本放送協会から放送法第32条第3項の規定に基づき、放送受信規約の変更の認可申請があったものである。

変更内容の1点目は、訪問集金の廃止である。受信料の支払方法については、従来、口座振替、クレジットカード継続払い、継続振込及び訪問集金があったが、このうち訪問集金を廃止し、それに伴い、現在の口座振替等と口座振替等より50円高い設定となっている訪問集金の2つの支払区分を一本化する。しかし、身体の不自由な方については、現行と同様に訪問集金が可能となるような特例措置を定める。

2点目は、事業所契約に係る特例である。事業所を対象に同一敷地内に設置した受信機すべてについて、必要な放送受信契約を締結していること等を条件に、2契約目以降の放送受信料の半額を割引くというものである。これにより、具体的には事業所の契約数の増加による公平負担の徹底を図る。また、具体的な支払いを確保するために、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を求めることができる旨の規定等についても併せて定めるものである。

3点目は、同一生計支払に関する特例である。現行において、学生又は単身赴任者を対象に適用している家族割引について、広く同一生計で複数の住居で締結される放送受信契約に適用を拡大するものであり、割引率についても受信料の33%から半額に改めるものである。

4点目は、放送受信章の廃止である。放送受信章とは、受信契約の有無の確認のため住居の入口等に表示されてきたものであるが、携帯端末の導入により受信章に頼らずに受信契約の有無を確認できるようになったことを背景とし、放送受信章を廃止するものである。

施行日については、平成20年10月1日からとするが、事業所契約に関する特例及び同一生計支払に関する特例については平成21年2月1日からとする。

本件に係る認可申請について検討した結果、本年2月8日に国会に提出した日本放送協会平成20年度収支予算に盛り込まれているものを実施するために必要な変更であることから、国会が平成20年度収支予算を承認した場合は、認可することとする。

(10) 日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可について

(諮問第17号)

日本放送協会から申請のあった障害者の免除適用範囲の拡大及び中国残留邦人等の円滑

な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の施行に伴う規定の整備に係る放送受信料免除基準の変更の認可について、総務省から次のとおり説明があった。

○ 総務省の説明

本件は、日本放送協会から放送法第32条第2項の規定に基づき、受信料免除基準の変更の認可申請があったものである。

変更の1点目は、障害者基本法の改正等により、障害者の範囲が拡大されてきた経緯を踏まえ、適用対象となる障害者の範囲を拡大すること、また、障害の種類ごとに異なっている適用条件の統一化を図るというものである。現行制度は、身体障害者、重度の知的障害者、精神障害者等々について、それぞれ生活保護を受けるレベル又は収入レベルに応じ、異なった取扱いがなされていたが、適用条件の統一化を図る。これにより、受信料収入については年間で約20億円の減収が見込まれる。また、免除対象の件数は、全額免除の対象件数が4万件の増、半額免除の対象件数は17万件の増が見込まれる。

2点目は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律に伴う規定の整備である。これは、中国残留邦人等について、平成19年12月に改正支援法が成立したため、これまで生活保護を受給していた中国残留邦等は、改正支援法に基づく支援給付の対象となり、生活保護法に基づく保護の対象から外れるとともに、受信料の全額免除の対象から外れることとなるため、引き続き全額免除の適用を受けることができることとする。

本件申請に関し検討した結果、障害者に対する受信料免除の適用範囲の拡大については、日本放送協会平成20年度事業計画に盛り込まれているものを実施するために必要な変更であることから、国会が平成20年度事業計画を承認した場合は、認可することとし、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律に伴う規定の整備については、改正支援法施行後も中国残留邦人等を引き続き全額免除の適用対象とするために必要な改正であることから、認可することとする。

(11) 放送法第9条第2項第2号の業務の基準に関する認可について (諮問第18号)

日本放送協会からの申請のあった放送法等の一部を改正する法律による改正後の放送法第9条第9項の規定に基づき、改正後の放送法第9条第2項第2号の業務の基準の認可について、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があった。

ア 総務省の説明

本件は、日本放送協会から、放送法等の一部を改正する法律による改正後の放送法第9条第9項の規定に基づき、改正後の放送法第9条第2項第2号の業務の基準の認可申請があったものである。

従来、日本放送協会においては、附帯業務として放送の補完利用としてのインターネット利

用を行っているところであるが、平成20年4月1日施行予定である改正後の放送法第9条第2項第2号において、日本放送協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料について電気通信回線を通じて一般の利用に供することができる旨が規定されることとなった。現在、附帯業務に関しては総務省が公表している日本放送協会のインターネット利用に関するガイドラインにおいて、放送された番組について年額10億円を上限にして放送番組終了後1週間程度に受信料を用いて行うこと等について規律している。本件認可に係る申請は、改正後の放送法第9条第2項第2号の業務のうち無料で行う業務について、本ガイドラインを新たな実施基準という形で置き直したものであり、必要かつ適当な措置であるということで認可するものである。また、有料で行う業務については、その開始に併せ、平成20年11月までに本基準を見直し、認可申請する予定となっている。

イ 主な質疑応答

- ・ 本件は改正後の放送法第9条第2項第2号の業務の基準に認可に係るものであるが、同項第3号の業務についても、今後諮問されるのか、との質問に対し、本件の改正後の放送法第9条第2項第2号の業務については、直接利用者、視聴者に対して提供する場合を規律するものであることから、基準を定め、業務を行うことと法律で定められている。

一方で、改正後の放送法第9条第2項第3号に基づく業務については、事業者に対して協会が提供する場合の根拠規定であり、事業者間で行うものとなっていることから、基準を定めるとの規定はない、との回答があった。

(12) 日本放送協会の定款変更の認可について

(諮問第19号)

日本放送協会から申請のあった放送法等の一部を改正する法律による改正後の放送法により、日本放送協会に関する規定が改正されることに伴い必要な規定の整備を行うための日本放送協会の定款変更の認可について、総務省から次のとおり説明があった。

○ 総務省の説明

本件は、日本放送協会から放送法等の一部を改正する法律による改正後の放送法第8条の3第2項の規定に基づき、同協会の定款の変更の認可申請があったものである。変更内容は、改正後の放送法で定められた経営委員会、監査委員会、国際放送及び会計等に関する事項について、規定の整備を行うものである。

本件申請に係る日本放送協会の定款変更は施行後における改正放送法等の規定に適合していると認められるため、認可するものである。

(13) 日本放送協会に対する平成20年度国際放送実施要請について

(諮問第20号)

本件は、諮問第21号と関連する事案であったため、諮問第21号と一括して総務省の説

明があった。

(14) 日本放送協会に対する平成20年度委託協会国際放送業務実施要請について

(諮問第21号)

本件は、諮問第20号と関連する事案であったため、諮問第20号と一括して総務省から次のとおり説明があった。

○ 総務省の説明

本件は、日本放送協会に対する平成20年度国際放送等実施要請を行うものであるが、放送法が改正されることに伴い、これまでの「命令」から「要請」に変更されている。

改正のポイントの1点目は、要請制度への対応である。現行の放送法第33条では、総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項、その他必要な事項を指定して国際放送を行うべきことを命ずることができると規定しているが、改正放送法第33条においては、第一項、総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送を行うことを要請することができる。第二項では、総務大臣は、要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならないとされている。第三項では、協会は、総務大臣から要請があったときは、これに応じるよう努めるものとする、要請に対する応諾は日本放送協会の努力義務となっているため、NHKによる応諾をもって国際放送等の実施がなされる。

これまで命令の中心になっていた放送事項又は委託放送事項については、現行の命令においては、放送事項として、「時事、国の重要な政策、国際問題に関する政府の見解に係る報道・解説」を指定していたが、改正放送法の規定に準拠することとし、「邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項、その他国の重要事項に係る報道・解説」の指定とする。現行制度においても、時々の情勢に照らし、国の重要課題と考えられる事項のみを指定するよう運用してきたが、今回の放送法改正の趣旨を尊重し、改正放送法の文言を取り入れたものである。

2点目は、テレビ国際放送の強化である。対外情報発信力強化の観点から、平成18年度からはテレビ国際放送に実施命令を行っているところであるが、平成20年度からは要請の対象を外国人向け業務に限定するとともに、交付金の額も大幅に増額をする予定である。

また、テレビ国際放送については、平成21年1月以降、自主放送部分も含め新たなスキームによる外国人向け放送として再編・出発をする予定となっている。現行のテレビ国際放送は、在外邦人向けと外国人向けの業務が混在する形となっているが、新スキームにおいては、在外邦人向けと外国人向けの業務を分離し、外国人向け放送の番組制作と送信の一部を新たに設立

予定となっている法人に委託することとする。新法人は、日本放送協会からNHKブランド放送の番組制作及び送信に関して業務委託を受けるとともに、新会社自ら番組編集権を持ち番組制作及び送信を行う独自ブランド放送の実施も想定している。子会社という形態をとることで、民間企業の事業参加、出資等が可能となり、民間のノウハウや資金を投入した魅力的な番組づくりや効果的な配信が実現でき、NHKブランド、独自ブランドの放送をハイブリッドにして提供することで、より強力なチャンネルの打ち出しが可能となるものと考えている。

テレビ国際放送の編成に関しては、平成21年初めまでに順次変更する予定となっており、現在は日本人向け番組と外国人向け番組が混在しているが、平成20年10月には日本語番組部分が別のチャンネルに移行し、完全英語化され、外国人向け放送のみとなる。さらに、平成21年初めには、英語ニュース及び情報番組が内容的にも量的にも刷新又は拡大される見込みとなっている。

テレビ国際放送に関しては、日本放送協会の平成20年度収支予算においても、さらに充実・強化することとされており、現行では約700万世帯までしか受信環境が整備されていなかったが、平成20年度には、約1億1,000万世帯まで拡大する予定とされている。

3点目は、ラジオ国際放送の役割転換である。新たなスキームによるテレビ国際放送が開始される平成21年1月からは、これまで国際放送のメインとなっていたラジオ国際放送については、今後はテレビ国際放送の補完的な役割へ変更する。要請対象はNHKの自主放送分を含む18言語のうち、日本語、中国語、朝鮮語の3言語に限定することとする。

4点目は、北朝鮮による日本人拉致問題への対応である。現行制度においてもラジオ国際放送の放送事項において、北朝鮮による日本人拉致問題へ留意することとしているが、現在も拉致問題の進展が見られないことから、引続き明記することとする。

(文責：電波監理審議会事務局)